

## 申込書添付書類

添付する書類	説明
端末機器概要説明書	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要について説明した資料をいう。
試験結果報告等書類 (*1)	<p>端末機器について、技術基準に適合していることを説明した資料で、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類をいう。</p> <p>(1)電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。(*2)</p> <p>(2)総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。</p>
外観図	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面をいう。
接続系統図及びブロック図	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面、及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
操作マニュアル	端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。
確認方法書(*3)	<p>端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって、端末機器がその設計に合致することの確認の方法に係る認定等規則別表第三号に掲げる事項、その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであって、端末機器の取扱いに係る工場等の全部が別表第三号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録認定機関が認める書類をいう。</p>

\*1 試験結果報告等書類の提出がない場合は、端末機器の提出が必要です。

\*2 試験の際使用した測定器等ごとに次の事項を記載した資料を提出していただきます。

① 名称又は型式 ② 製造事業者名 ③ 製造番号 ④ 較正等の年月日

⑤ 較正等を行った者の氏名又は名称 ⑥法第87条第1項第2号ニに該当する場合は、その測定器の較正証明書

\*3 規則別表第3号に定める資料(別添)に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が規則別表第3号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか、又はこれに準ずる登録証(写し)を提出することができます。ただし、当該認証規格でカバーされていない事項については代替できません。

① ISO9001:2008 ② TL9000